

坂戸・鶴ヶ島消防組合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う 消防組合への届出書類等の対応について

消防組合では、新型コロナウイルス感染症などの拡大を防止し、皆様の安全を確保するため、直接、窓口へ届出いただいております書類等につきましては、当面、郵送による受付も対応いたします。

また、電話などによる相談につきましても対応いたしますので、各担当課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、来庁による各種届出等を拒否するものではありません。

◇郵送で対応可能な届出書類等

届出書類等	担当課	
	予防課	消防署
消防用設備等点検結果報告書	●	
防火対象物点検結果報告書	●	
防災管理点検報告書	●	
防火・防災管理者選任（解任）届出書	●	
（防火・防災に係る）消防計画作成（変更）届出書	●	
統括防火・防災管理者選任（解任）届出書	●	
全体についての消防計画作成（変更）届出書	●	
不備欠陥事項改修（計画）報告書 【※担当課に事前の確認をお願いします】	●	●

◇郵送で対応できない届出書類等

届出書類等
消防法令適合通知書交付申請
危険物施設許可申請等（手数料が発生するもの）
上記以外のその他の申請

◇郵送による届出の構成

各種届出書（正本）	1 部
各種届出書（副本）	1 部
副本返信用封筒 （切手貼付）	1 通

※入れ忘れにご注意願います。

◇送付先及び問い合わせ先

予防課	〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16 TEL) 049-281-3117
坂戸消防署	〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16 TEL) 049-281-3494
坂戸消防署 東分署	〒350-0205 坂戸市東坂戸二丁目48 TEL) 049-284-0119
坂戸消防署 西分署	〒350-0247 坂戸市西坂戸三丁目1-5 TEL) 049-285-1119
鶴ヶ島消防署	〒350-2217 鶴ヶ島市大字三ツ木378-2 TEL) 049-285-3119

◇注意点

- ※ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認してください。
- ※ 各種届出書類等の内容について確認するため、消防組合から連絡する場合がありますので、各種届出書類等に関して対応可能な方の氏名、連絡先を記入してください。
- ※ 副本については、受付印を押印して返信いたします。
- ※ 返信用封筒は返信する副本の重さや大きさに応じて、返信に必要となる料金分の切手を貼付してください。
- ※ 予め宛名をご記入ください。
- ※ 郵送による届出は、持参による届出と比べると、不明な点をその場で確認できないため、手続きに時間を要する場合がありますのでご注意ください。
- ※ 郵送方法については任意ですが、消防組合に郵送物が届かない場合、消防組合では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。

★その他、ご不明な点は予防課へお問い合わせください。
TEL) 049-281-3117